

○松本市基本構想2030市民会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の新しいまちづくりの指針となる松本市総合計画を策定するため、松本市基本構想2030市民会議（以下「市民会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、松本市総合計画の策定に当たり、市長の求めに応じ、必要な事項について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、概ね20人の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 町会関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から松本市総合計画が策定される日までの間とする。

(役員)

第5条 市民会議に座長1人及び副座長1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 座長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が会議の議長となる。

(部会)

第7条 市民会議に、専門の事項について検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、政策部総合戦略課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。